

食科協ニュースレター 第103号

目次

2月号

頁

【食科協の活動状況】

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 2012年1月と2月の主な活動 | 2 |
| 2. 放射性物質による食品汚染の影響関連論文ご紹介 | 関澤純 |

【行政情報】

- | | |
|--|------|
| 1. 食品中の放射性物質に係る基準値案について放射線審議会で審議 | 3 |
| 2. 「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正」に関する意見募集（期限2月13日） | |
| 3. 乳児用食品に係る表示基準の設定に関する意見募集 | |
| 4. 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しの検討が始まる | |
| 5. 第5回食品表示一元化検討会が開催された | |
| 6. 「平成24年度輸入食品監視指導計画（案）」に関する意見募集（期限2月15日） | |
| 7. 生食用食肉を取り扱う施設に対する監視の結果について公表 | 森田邦雄 |

【消費者情報】

- | | |
|---|------|
| 1. 消費者庁 意見交換会「健康食品について、知りたいこと、伝えたいこと」開催 | 6 |
| | 森田満樹 |

【海外食品安全情報】

- | | | |
|-------------------------------|------|---|
| 1. カナダ、米国、日本の消費者のBSEに関する理解と懸念 | 榎元徹也 | 7 |
| 2. 中国の食品表示通則の改正について | 東島弘明 | |

【会員からの投稿】

- | | |
|-----------------------|------|
| 第1回 昆虫の生態と虫体異物混入事故<1> | 10 |
| | 今野禎彦 |

【食科協からのお知らせ】

11

平成24年2月14日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】

1. 2012年1月と2月の主な活動（先月報告以降）

- 1月 日本リスク研究学会誌に関澤理事長の論文『福島第一原子力発電所事故による放射性物質の食品汚染の現状評価とコミュニケーション』が掲載（ご紹介は以下を参照のこと）
- 1月17日 運営委員会を開催
- 1月25日 常任理事会を開催
 - 食品表示一元化に関する勉強会（3月22日）および総会準備などにつき討議
- 2月16日 運営委員会を開催予定
- 2月23日 常任理事会を開催予定

（関澤 純）

2. 放射性物質による食品汚染の影響関連論文ご紹介

日本リスク研究学会誌の東日本大震災特集号に掲載された論文『福島第一原子力発電所事故による放射性物質の食品汚染の現状評価とコミュニケーション』（21巻3号203～208頁）のご紹介

昨年3月11日の大震災に伴う原発事故により食品の安全が大きく脅かされることになりました。被災地は東日本の農畜水産物供給の主要な柱をなす地域であり、被災者の方はもとより広く国民の間で、放射性物質に汚染された食品を摂取することによる健康への影響が深刻な関心の的となりました。

著者は、いくつかの県や生協、栄養士会、給食関係者、獣医師会などから、科学的な内容を分かりやすく説明することを要請され、被災地を含め昨年8月以降ほぼ20回の学習会で講師をする機会を与えられました。表題の小論文は、この経験を広く関係者と共有し今後の食の安全を考えるきっかけとすべく取り急ぎまとめたものです。簡単に論文の内容をご紹介し、ご興味をお持ちの方には原報のコピーをメールでお送りさせて頂こうと考えます（ご依頼は食科協事務局にお知らせください）。

まず問題だったのは、（1）「広島・長崎」が時間的に遠くなりビキニ水爆実験被災についてさえ記憶がうすれ、放射性汚染の健康影響を考える上で多くの国民が基礎的な知識をほとんど持ち合わせていないことでした。また（2）原子力安全を保証してきた関係者の信用は失墜し、原発事故の規模と範囲について政府の発表が2転3転する中で、国民はどのような対応が必要か具体的な目安も与えられないまま極端な報道や一部専門家の不適切な発言に振り回されていました。厚生労働省は比較的早い段

階で、原子力安全委員会による「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定基準値として採用し、これを基に出荷制限や摂取制限などの対応をとりました。各自治体による汚染の検査結果をウェブサイト公開したのは良かったのですが、(3)基準の意味と検査結果をどう受け止めたら良いかの十分な説明がほとんどないため、基準超過が見つかるたびにオーバーに報道され、小さい子供を抱える母親たちが不安をいっぱいにして戸惑う状況があり、わずかな検出も認めたくない人たちによる福島県産品忌避が今も一部で続いています。

著者は、放射性物質と放射線による健康影響の可能性、基準の意味を基礎的に説明すると同時に、検査結果を、食品別、月別に分け、基準との関係が一目瞭然となるグラフにして示しました。また人が日常受けている自然放射能の存在と、進化の中で取得してきた生物学的な防御能力について紹介し、汚染の現状と今後の見通しについては、昨年9月時点で放射性セシウムによる汚染が子供でも体重あたりベクレル単位で毎日摂取する自然放射能カリウム量に比べて、ほぼ百分の1程度(暫定基準値の約千分の1)におさまっているという著者の分析結果などを紹介しました。

この結果、13ヶ所の800名以上の参加者の8割前後の方から「話はよく理解できた」「話は納得できた」の回答をいただき、基準の意味や自然放射能についても同様に多くの方のご理解を得ることができました。問題の大きさに比べるとほんのわずかな努力ですが、食科協として昨年は放射線防護分野を初めとする専門家のご協力を得て公開シンポジウムも開催しました。しかし被災地の汚染は簡単に片付かず、事故原子炉の厳格な安全管理の先も見えません。今後も食の安全の科学的な理解を進め、不必要な特定産地忌避や大変な手間を要する極微量の放射線検査の無駄を減らすと同時に、科学技術リスク管理のあり方を多くの方とともに考え、得られたつながりを大切にして、被災者の方を間接的にでもご支援してゆきたく考えます。

(関澤 純)

【行政情報】

1. 食品中の放射性物質に係る基準値案について放射線審議会で審議

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会、食品衛生分科会、放射性物質対策部会が12月22日了承した、食品中の放射性物質に係る基準値案について、厚生労働省は「放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和33年5月21日法律第162号)」に基づく放射線審議会(文部科学省所管)に諮問した。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/housha/attach/1314711.htm

同法第六条では「関係行政機関の長は、放射線障害の防止に関する技術的基準を定

めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。」とされ、同規定に基づく諮問である。

同審議会は、2月2日開催され、答申案について審議が行われた。食品に含まれる放射性セシウムの新基準値案について妥当とすることでほぼ同意したが、答申案の文面で委員から異論が出て字句の修正が必要となり、答申の決定は次回の会合に持ち越した。

答申案

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/housha/attach/1315941.htm

この内容について、読売新聞は社説で「食品の放射能 厚労省は規制値案を再考せよ（2月4日付・読売社説）」と報道している。

<http://www.yomiuri.co.jp/editorial/news/20120203-OYT1T01190.htm>

2. 「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正」に関する

意見募集（期限2月13日）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110356&Mode=0>

これは、平成14年5月9日事務連絡、厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課から各都道府県、政令市、特別区衛生主管課宛「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」がもともとの通知であり、その後、平成23年7月29日事務連絡「牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法の送付について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001kxbg-att/2r9852000001n371.pdf>

が通知され、今回の一部改正は、その後通知された平成23年10月4日事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の送付について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ql0l-att/2r9852000001ql29.pdf>

に係わるものである。

なお、この事務連絡は平成23年11月10日事務連絡で一部が改正されているので注意する必要がある。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001uv9r-att/2r9852000001v1wc.pdf>

主な改正内容は次の通り。

- (1) 放射性セシウムスクリーニング法の対象となる食品の範囲
「一般食品」を対象とする。
- (2) 分析方法
バックグラウンド値 下記の測定下限値を担保できる値であること。

	バックグラウンド値は試料と同じ容器に同量の水をいれたものとする。ただし、遮蔽が十分な場合はブランク状態の測定値をバックグラウンドとしてもよい。
測定下限値	25 Bq/kg (基準値の1/4) 以下であること。
真度 (校正)	適切な標準線源を用いて校正されていること。 校正は1年に1回以上実施する。
スクリーニングレベル	基準値の1/2以上 スクリーニングレベルにおける測定値の99%区間上限が基準値レベルで得られる測定値以下であること。

3. 乳児用食品に係る表示基準の設定に関する意見募集

消費者庁は、厚生労働省が、食品中の放射性物質に係る規格基準の設定を予定している「乳児用食品」に関する表示を義務付けるため「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」及び「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令」の一部改正についてパブリックコメントを求めている。(期限2月26日)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080018&Mode=0>

この中で、乳児用食品の規格が適用される食品に対する表示の方法が具体的に示されている。(関連資料、その他 (参考資料)「乳児用食品の規格が適用される食品に対する表示」を参照)

4. 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しの検討が始まる

厚生労働省の諮問を受け、食品安全委員会プリオン専門調査会は1月19日開催され、と畜場におけるBSE検査の月齢について、現行20カ月齢超を再評価するための検討に入った。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20120119pr1>

5. 第5回食品表示一元化検討会が開催された

消費者庁が進めている、食品表示の一元化を検討する検討会の第5回会合が1月19日開催され、(1)食品表示の適用範囲について(2)栄養表示の義務化について検討された。

<http://www.caa.go.jp/foods/index12.html>

6. 「平成24年度輸入食品監視指導計画(案)」に関する意見募集(期限2月15日)

厚生労働省は、食品衛生法第23条第1項の規定に基づき、平成24年度の「輸入食品監視指導計画」を定めるためパブリックコメントを求めている。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110342&Mode=0>

7. 生食用食肉を取り扱う施設に対する監視の結果について公表

厚生労働省は1月27日、食品衛生法に基づく生食用食肉(牛肉)の規格基準の施行(平成23年10月1日)後、昨年12月末までに都道府県等が、生食用食肉を取り扱う全ての施設(445施設)に対して立入り検査を実施し、その結果、27施設(6.1%)が規格基準に適合していることが報告された旨公表した。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000219fy.html>

(森田邦雄)

【消費者情報】

1. 消費者庁 意見交換会「健康食品について、知りたいこと、伝えたいこと」開催

消費者庁主催の意見交換会「健康食品について、知りたいこと、伝えたいこと」が平成24年2月5日(日)、東京で開催された。この意見交換会は消費者、流通事業者、専門家等の情報共有・理解促進のために開催されたもので、2月14日は大阪、2月28日は福岡で開催される。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120106kouhyou_7.pdf

東京で開催された意見交換会では、冒頭、消費者庁の福嶋浩彦長官が「消費者庁は現在、放射性物質や農薬など様々な分野においてリスクコミュニケーションを進めているが、いろいろな形で被害がもたらされている健康食品を取り上げた」と挨拶をしたうえで、被害防止のためには消費者に対して効果的な情報発信が必要とした。福嶋

長官は消費者庁が行っている委託事業を紹介、この事業は最新の注意喚起情報や健康食品素材に関するデータベースを活用して、PIO-NETにおける約1万件の相談情報と組み合わせ、被害発生の特徴や相談情報の内容を分析し、被害拡大防止に資する情報発信を目指している。

1万件のデータは、製品名、症状、既往歴、宣伝（天然自然、好転反応等）、効果（疾病治癒、痩身、体質改善）、特徴別について各観点でクロスチェックを行っている。そのうえで健康食品の被害の類型は

違法製品(医薬品成分の添加)

体質に関わるもの（アレルギー体質の人の利用）

不適切な利用

病者の利用（治療放棄、治療への悪影響）

医薬品等の相互作用

の5つに分類することができるとして、それぞれの事例を紹介した。

また、基調講演その1は、独立行政法人 国立健康・栄養研究所 情報センター長の梅垣敬三氏が「健康食品の実態と利用」として、健康食品の被害状況について説明した。悪質な製品が流通していること、情報の氾濫に大きな問題があると指摘し、そのうえで健康食品の被害を受けないための2つの心がけについて「宣伝文句に注意する」「過大な期待をしない」こと。3つのポイントは「製品の品質を確認する」「過剰摂取等をしない」「体質を考慮、医薬品と併用しない」ことを挙げた。

また、基調講演その2では、「健康食品に対する消費者のリスク認知とリスクコミュニケーション」というタイトルで、京都大学農学研究科の新山陽子教授が調査事業を紹介した。

後半はディスカッションで、会場からの質問を休憩時間に集めてそれを紹介する形で進められ、健康食品の注意点について繰り返し説明が行われた。

（森田満樹）

【海外食品安全情報】

1. カナダ、米国、日本の消費者のBSEに関する理解と懸念

Consumers' understanding and concerns about bovine spongiform encephalopathy (BSE): comparison among Canadian, American, and Japanese consumers.

J Toxicol Environ Health A. 2011 Nov 15;74(22-24):1592-608.

Muringai V, Goddard E, Aubeeluck A.

Source Department of Rural Economy, University of Alberta, Edmonton, AB, Canada.

牛海綿状脳症（BSE）に関し、消費者の認識や食肉の購入に関する多くの分析はあるが、BSEに関する知識レベルについての明確な分析はほとんどなされてこなかった。本研究ではカナダ、米国、および日本のBSEに関する知識の役割を調査した。また、その知識レベルがBSEに関する人の健康への懸念やBSEの動物検査の牛肉への上乗せ料金の支払いの同意にリンクするかどうかを調査した。

公共政策の観点から、知識レベルの高低が市場介入への社会的関心や欲求にリンクしているか否かを理解することは、将来、どのような動物の病気が突発した場合でもリスクコミュニケーションの設計に役立つことになるだろう。病気についての知識の欠如が市場介入（例、動物検査）を求める公衆の欲求に関連しているならば、人がその病気にどのようにして罹るかについての詳細な情報の増加は、介入に関する世論の圧力を変えるかもしれない。

米国とカナダの回答者に比べて日本の回答者は、人間がBSEのバリエーションCJD（vCJD：変異型クロイツフェルトヤコブ病）にさらされるかもしれないとの知識に詳しく、この病気をより懸念している。米国の回答者は、vCJDをもたらしないう検査した牛肉に上乗せ料金を支払うことをいとわない。BSEの詳細により詳しい日本の回答者は、人の健康へのBSEの危険性についてより懸念している。カナダでは、人間がvCJDに感染することに関してより知識のある人ほど、人の健康へのBSEの危険性を懸念していない。人に感染するvCJDの知識は、米国における人の健康へのBSEの危険性の懸念や、他の第三国におけるBSE検査の牛肉に対する上乗せ料金の支払意欲に対し、大きな影響を与えない。

BSEに関する知識と懸念の関係、知識とBSE検査の牛肉に上乗せ料金を支払うことをいとわない関係について順序プロビット回帰を用いて、それぞれの国ごとに推定した。
(榎元徹也)

2. 中国の食品表示通則の改正について

中国は、最近、食品安全国家基準（National Food Safety Standard）の「包装済み食品表示通則」（Standard for the labeling of prepackaged foods、GB7718-2004、）を改正し、2011年4月20日に中国衛生部から交付されました。

この包装済み食品表示通則（以下「表示通則」という）は、本年（2012）の4月20日から施行されます。その主な改正点及び表示通則の内容について、その概略を次のとおり紹介いたします。中国の表示規制に関して関係者の参考になれば幸いです。

改正の要点

適用範囲を改定した。

(本基準は、消費者へ直接提供される包装済み食品の表示と、消費者には直接提供されない包装済み食品(食品事業者等を対象とする業務用の食品をいうものとする)の表示に適用される。

なお、本基準は、流通過程の包装済み食品を保全する保管用や輸送用の外包装(ダンボール等)された食品の表示、容器包装に入れていない・量り売り等のバラ包装食品の表示、お客の前で調理し対面販売する食品には適用されない。

包装済み食品と製造日の定義を改定し、規格の定義を新設し、保存期限の定義を削除した。

(製造日は、食品が最終製品となる日付であり、食品が容器包装に入れたり、詰めたり、又は食品が充填された日付も含まれる。容器包装に入れたり、充填することで最終製品の販売単位となる日付をいう。)

食品添加物の表示方法を改定した。

規格の表示方法を新設した。

(規格とは、一つの外包装の中に複数の包装済み食品が含まれる場合、その正味の含有量と入っている数量の関係を記述するものをいう)

製造者、販売者の名称や住所及び連絡方法の表示方法を改定した。

強制表示項目の文字、>(符号)、数字の高さ 1.8mm の条件を適用する包装物や包装容器の最大表面積を改定した。

食品のアレルギー物質の表示に関する推奨要求事項を新規設定した。

(次の食品及びその加工品をいい、これらはアレルギー反応を起こす可能性があるため、これらを原材料として使用する場合は、原材料配合表中で識別しやすい名称を記載するか、原材料配合表の隣接位置で注意表示を行うのが望ましいとしている。

- a) グルテンタンパクを含む穀物及びその加工品(例:小麦、ライ麦、大麦、燕麥、スペルト小麦又はこれらの交雑系)
- b) 甲殻類の動物及びその加工品
- c) 魚類及びその加工品
- d) 卵類及びその加工品
- e) 落花生及びその加工品
- f) 大豆及びその加工品
- g) 乳及び乳製品(乳糖を含む)
- h) ナッツ及びナッツの実類加工品

表示細則の概略

表示通則の目次は、次のような事項で構成されている。

- 1 適用範囲
 - 2 用語の定義
(包装済み食品、食品ラベル、配合成分、製造日、品質保持期限、規格、主要展示ページ)
 - 3 基本的要求事項
 - 4 表示事項
 - (4.1 消費者へ直接提供される包装済み食品の表示事項
(一般、食品名称、原材料配合表、原材料の定量表示、正味料及び規格、製造者・販売者の名称、住所及び連絡先、日付表示、保存条件、食品生産許可証の番号、製品準拠基準のコード番号、その他の表示事項(放射線照射食品・遺伝子組み換え食品・栄養表示))、
 - 4.2 消費者に直接提供されない包装済み食品の表示ラベルの表記事項
 - 4.3 推奨表示事項(ロット番号、食用方法、アレルギー物質)
- 付録A 包装物又は容器包装の最大表面面積計算法
付録B 原材料配合表における食品添加物の表示方法
付録C 一部表示項目の推奨表記形式

以上

本稿は、当(財)日本冷凍食品検査協会の“馬方”氏が翻訳した表示通則を参照して要約を作成し、又は意識したものです。その労に深く感謝致します。(なお、本稿中、一部意識した責任は当然筆者にあります。)

(東島弘明)

【[会員からの投稿](#)】

ニューズレター年頭のお願いで、会員の皆様からのご提案や情報提供をお願いしましたところ、防虫コンサルタントの今野禎彦様から早速楽しくて、ためになるシリーズでの原稿を頂戴しましたので、連載いたします。乞うご期待下さい。

昆虫の生態と虫体異物混入事故 < 1 >

各種の製造業において、製品への異物混入事故原因の中で、虫体に由来するものは、毛髪由来と共に、高い割合を示しています。製品への虫体の混入は、各種の産業において、極めて深刻な影響を及ぼす場合があります。特に、食品製造現場の場合は、製造工程内に存在する食品や残滓、設備内の有機質を食料として、施設内で繁殖をもの

と、施設の間隙、搬出入、設備の不具合、施設から放出される臭気や灯火に誘引されて、屋外に生息するものが、侵入する場合があります。

異物混入事故発生頻度の高い、原因物である毛髪は、人由来のものであるから、人の管理徹底(適正な制服やマナーによる)によってある程度、被害を軽減できますが、虫は自然界に極めて普通に見られる生物であり、種類も多く、生態も多様であり、一概に虫を排除するとしても、簡単な方法では効果が得られない場合が多くなります。

また、施設内部の防虫管理を徹底しても、施設周辺環境下に生息し、施設内に侵入する種の防止には役立ちません。さらに、虫の中には、好んで、ドアやシャッター、窓の間隙に潜り込む性質を持つもの、活発に飛翔し僅かな建物の間隙や吸気口の間隙や網を通過するものがあります。以前は虫が出れば、薬(殺虫剤)を撒けば良いとされていましたが、近年、化学物質の使用制限によって、無闇に薬を使用することは危険視されています。昆虫は古くから人類と付き合いの長い生物ですが、簡単にこれを排除するには、多くの知恵と工夫が必要となります。

このような、「たかが虫・・・されど虫」の防除に関する情報を、連載して紹介いたします。



食品製造施設の有害生物周辺環境調査で、捕獲された昆虫

(防虫コンサルタント 今野禎彦)

ご質問等のある方は8.shokkaky@ccfhs.or.jpまでご一報下さい。

【食科協からのお知らせ】

食科協会員の皆様へ勉強会開催のお知らせ

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会は、平成 23 年度第 3 回食の安全に関する勉強会を次のとおり開催することとしましたのでお知らせいたします。

- 1 テーマ 食品表示一元化中間論点整理について(仮題)
- 2 勉強会の目的：食科協では、表示制度のあり方について、より詳細であるべき、より分かり易いものであるべきなど多くの意見が寄せられていることを踏まえて、去る9月に「食品表示を考える」勉強会を開催したところです。近々、「食品表示一元化検討会」において中間論点整理がされるとのことですので、これを受け、問題を整理し、消費者の食品選択に当たり、より適切な表示制度のあり方の方向を検討するものです。
- 3 開催日時 平成24年3月22日 13:30～16:30
- 4 開催場所 江東区森下文化センター
- 5 基調講演 食品表示一元化検討会座長
宮城大学食産業学部 池戸重信教授
関連講演 (財)食品産業センター 企画調整部 森修三様
講師依頼中
- 6 詳細は、2月25日ごろにホームページ等で通知いたします。

* 食科協総会及び会員研修会のお知らせ

- 1、日 時 : 平成24年5月28日 (月) 13:30～17:00
- 2、場 所 : 財団法人日本科学技術連盟 本部1号館
- 3、会員研修会: テーマについては検討中です。
- 4、詳細の案内は、4月中に発送いたします。

以上

会員の皆様へ

NPO 法人食科協では、皆様のご意見、ご感想をお待ちしております。
お気軽に 8.shokkakyoo@ccfhs.or.jp までご連絡下さい。

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。